

令和6年度 第15回朝来市農業委員会総会議事録

1 開催日 令和6年9月19日（木）13：30～14：24

2 開催場所 朝来市あさご・ささゆりホール

3 出席した農業委員 12人

1番 米田 隆至委員 3番 寺前 信龍委員 4番 藤井 幸三委員
5番 米田 利秋委員 6番 高本 知宜委員 7番 細見 和範委員
9番 伊藤 孝行委員 10番 佐野 伸夫委員 11番 島田 義弘委員
12番 小田 彰子委員 13番 西 好朗職務代理 14番 石原 武美会長

4 欠席した農業委員 2人

2番 大田垣 強委員 8番 篠岡 昌代委員

5 出席した農地利用最適化推進委員 7人

6 現地調査委員

農業委員 石原 武美会長 西 好朗職務代理
推進委員 足立 哲夫委員 奥 武史委員

7 議事日程

日程第1 議案第71号 農地法第3条申請について
日程第2 議案第72号 農地法第5条申請について
日程第3 議案第73号 非農地証明申請について
日程第4 議案第74号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5 議案第75号 農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見
聴取について
日程第6 議案第76号 朝来市農業委員会運営規則の一部改正について
日程第7 議案第77号 朝来市農業委員会専門委員会規程の制定について
日程第8 議案第78号 朝来市農業委員会事務局規程の一部改正について

8 事務局職員

事務局長 平松 裕一郎 次長 今井 謙一 主幹 石橋 禎之
農地農政係長 森本 礼子

9 農林振興課職員

副課長 衣川 太郎

10 会議の概要

○事務局 失礼いたします。本日は大変お忙しい中、総会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから第15回朝来市農業委員会総会を開会いたします。既に配付をさせていただいてございます次第に基づきまして進めさせていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

初めに、石原会長から御挨拶を申し上げます。会長、よろしくお願いします。

○石原会長 〈挨拶〉

○事務局 石原会長、ありがとうございました。

それでは、ここからは、石原会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしくお願いします。

○議長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席人数を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名でございます。

○議長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第9条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第15回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名」につきましては、3番の寺前信龍委員と、4番の藤井幸三委員に議事録署名人をお願いしたいと思います。

続きまして、次第5「議事」に入ります。議事日程に基づき進行いたします。

日程第1「議案第71号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位138番の提案理由の説明を、地元委員の島田委員に求めます。

○島田委員 失礼します。受付順位138番の説明をさせていただきます。まず、受付順位138番、航空写真を御覧ください。まず、ここの岡区ですけど、和田山町岡区、国道9号線を和田山から養父方面へ向かいまして、大蔵地区の法道寺交差点、これを左折いたします。そして、県道畑宮田線を2キロぐらい進んだところが岡区になります。ちょうど写真

の上のほうで岡公民館を中心として岡区で、真ん中に1本道が走ってるのが県道畑宮田線という形になっております。申請地のほうは、その県道の両脇、それからまた山側と4筆ございます。譲渡人の●●さんのほうですけど、現在は京都市に在住ということで、岡区出身の方ですけど、こちらのほうにはもう全然帰ってこれないという状況です。譲受人の●●さんにつきましては、専業農家ということで、申請地につきましては、以前より●●さんのほうが管理されているという状況でした。このたび譲渡人と譲受人、双方の間で話がまとまって、第3条の無償移転の申請ということになりました。農地に関わる誓約書、それから営農計画書、こちらのほうも提出されております。何ら問題はございません。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位139番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。受付順位139番の説明をさせていただきます。航空写真を御覧ください。羽渕地区で、山口小学校があるんですけど、そこから佐囊方向に約500メートルほど入っていただいたところの左側の家の裏でございます。8月の26日に代理人の●●さんと立会いをしまして、譲渡人の●●氏は京都府在住で、その後、譲受人の●●氏が、山東町三保ですけれども、直接住むのではないんですけども、住宅を買われまして、そのときに聞いておりました土地でございます。それをこのたび3条申請をされたということでございます。別段、地元の区長ほか、了解も得ておられますし、特に立地条件等も問題ないということを考えております。各同意書も全てそろっておりますので、許可相当と考えております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

受付順位140番の提案理由の説明を、地元委員の西委員に求めます。

○西委員 失礼します。140番の御説明を申し上げます。航空写真のほうをお願いします。申請地は、フジッコと和田山中学校の交差点を右折しまして、約5キロほど行った東河小学校の南のほうの位置にあります。かねてより譲受人の●●さんは、地元におられない方の田んぼ等を積極的に購入とか、無償移転とかを進めておられて、このたび譲渡人の●●さんにつきましても、戻ってくる予定もないということで、●●さんのほうに全てを預けたいというような話でまとまりました。この地区が再基盤整備の最終確認作業及び管理作業のほうも進めておられる中で、こういう話になったということです。申請審議資料も全て満たしてますので、何ら問題ないかと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以

上です。

○議長 ありがとうございました。

受付順位138番から140番につきまして、地元委員から提案理由の説明がございました。
現地調査委員の奥委員のほうから補足説明はございますか。

○奥委員 失礼をいたします。9月の4日の日に、委員4名と事務局が2名とで現地調査をしました。

地元の委員さんの御説明どおり、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。

それでは、皆さんのほうから、3条関係につきまして、御意見なり御質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位138番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位139番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後に、受付順位140番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第2「議案第72号、農地法第5条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位141番の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。141番の航空写真を御覧いただきたいと思います。申請地は羽渚地区でございまして、山口小学校より西に約200メートルほど行った左側の上でございまして。この農地につきましては、代理人の●●氏が来られまして、現地で説明を受

けました。譲受人の●●氏は尼崎でありまして、●●氏の住宅を購入されましたが、駐車場がないということで、このたびの交渉が成立したということで、●●さんが世話をされていたようでございます。このたび、その交渉が成立しまして、申請の運びとなりました。申請案件審議資料の立地基準、特に周辺の支障もなく、同意書も全て添付され、また、羽瀧集落の許可も得ておられましたので、許可相当と考えております。御審議のほうよろしくお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位142番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員欠席のため、事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。篠岡委員に代わりまして事務局から簡単に説明をさせていただきます。議案書、受付順位142番の航空写真を御覧ください。今回の申請地につきましては、地図の中ほどに4筆ございます。国道9号線と県道物部藪崎線が交わる一本柳の交差点の、昔、奥香の湯と言っていた、今、和田山乃湯という銭湯の後ろ側に立地する場所になっております。●●さんは、以前からちよくちよく分譲住宅地等の申請を上げておられた不動産も取り扱っている会社でありまして、今回も分譲住宅地を造る計画を進めておられたときに、今回、譲渡人の●●さんとお話がまとまりまして、今回の申請となっております。立地的には第3種農地に該当しており、ほか見積りや資金証明、また地元の同意等を全て取られておりますので、許可相当かとは思われますが、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

○議長 受付順位141番から142番について、地元委員、事務局から、提案理由の説明がございました。

現地調査委員の西委員のほうから補足説明ございますか。

○西委員 失礼します。9月4日、委員4名、それから事務局2名で確認作業をしました。地元委員、それから事務局の説明のとおりで、何ら問題ないかと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 それでは、5条関係につきまして、御意見、御質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位141番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位142番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「議案第73号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 受付順位143及び144番、2件の提案理由の説明を地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員 失礼いたします。それでは、議案第73号、非農地証明交付申請の承認についてのうち、受付順位143番の説明をさせていただきます。航空写真6枚目になりますが、受付順位143番の写真を御覧ください。申請地は、生野駅より18キロとか20キロという遠い地点にありまして、国道429号線になりますが、これを黒川方面に進み、銀山湖を過ぎ、さらに奥へと進み、旧黒川小学校の跡地、現在はハンザキ研究所という形になりますが、これを300メートルほど行くと、右手に入る場所があります。その右手のほうに長野川方面があり、それからまた2キロほど進んだ地点のかかなりの奥地になっております。申請地は、所有者の●●さんの父親が昭和30年頃に栗の木を植林したということで、今回、相続登記の関係で整理をしていたところ農地であることが分かり、今回の申請となりました。現在、もう完全に山林化しておる状態でありました。

申請案件資料を御覧ください。受付順位143番の項に記載されてるとおり、要件4の全ての要件に該当しております。また、始末書等も提出されており、許可相当と考慮いたします。慎重審議よろしく願いいたします。

続きまして、144番の説明をさせていただきます。航空写真、次のページになりますが、申請地は、生野駅よりも南側の周囲、上のほうに株式会社タクミナさんという土地がありますが、この地点よりも半径50メートルのところに点々と7筆ある申請になっております。農地で使用していない時期は、申請地の●●番地、●●番地、●●番地、●●番地は、昭和58年頃から使用していない。また、●●番地は、昭和52年頃より宅地として使用し、●●番地、●●番地については、昭和50年12月より建屋を建設し、お住まいになっておられた。しかし、現在では、平成30年に建物は取り壊し、現在は雑種地となっております。

同じように、申請案件資料にありますように、要件4に全て該当しております。また、

始末書等も提出されており、許可相当と考慮いたします。慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 ありがとうございました。

受付順位143番から144番につきまして、地元委員から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の足立委員のほうから補足説明はございますか。

○足立委員 9月4日、事務局2名、農業委員、推進委員4名、計6名で現地調査に行っていました。ただいま寺前委員が説明なされたとおり、何ら問題ないと思われますので、御審議のほうよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、この件につきまして、御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位143番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位144番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第74号、農地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第74号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼します。では、議案書の7ページを御覧ください。農用地利用集積計画の概要ということで掲載をさせていただいております。

まず1番、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数についてですが、面積について、田が4,688平方メートル、畑はゼロ、合計で4,688平方メートル。筆数については、田んぼが2筆、畑がゼロ筆、合計2筆。利用権の設定を受ける戸数は1戸、利用権を設定する戸数も1戸となっております。設定する利用権の概要につきましては、使用貸借権が2筆で4,688平方メートル、賃貸借権はなしとなっております。利用権の終期については、令和11年3月末で、2筆の4,688平方メートルとなっております。

次の８ページに設定される農地の詳細と、借受者、貸付者を掲載させていただいております。

９ページ、１０ページについては、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者を掲載させていただいておりますので、御確認ください。以上です。

○議長 この件につきまして、皆様のほうから、御意見、御質問はございませんか。

特にないようですので、議案第74号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第５「議案第75号、農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）の意見聴取について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第75号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の衣川です。議案書14ページから19ページが今回の地域計画の策定のところになります。提出されました地区につきましては、和田山町の桑原区というふうになっております。

桑原区のほうにつきましては、大きく２つに分けて、農地のほうが分かれております。見やすくいきますと、議案書の18ページに地図をつけております。国道９号線から北側と国道９号から与布土川までの間に農地が広がっているところになります。今回、こちらのほうで地域計画の策定をされております。

まず、現況のほうでいきますと、地図でその９号線から上に４筆、緑色の農地がありますが、今現況は自作されておりますけど、１０年後にはこの４筆とも離農されるという意向があるみたいで、１０年後にはこの４筆は地域計画から除外されているというような計画となっております。中心となる経営体につきましては、特に大きく変わらず、その４筆、基本的には認定農業者、また、法人の農機具屋さん、また、担い手農業者のお二人を中心にして桑原区の農地を守っていこうというところになっております。以上となります。

○議長 それでは、桑原区の計画について、皆さんのほうから、御意見なり御質問ございませんか。あまり大きく変わってないんですね、面積も大きくないし。

高本委員。

○高本委員 失礼します。参考までに聞かせていただきたいんですけど、先ほど言われました国道より北側にある4筆の農地ですが、10年後、地域計画から外されるということですが、この農地については、ほかのこれからの担い手であります方に相談等はかけられたんでしょうか。

○議長 担当課、お願いします。

○担当課 こちらの4筆につきましては、地区で寄り合いをされた中から決定ということで、今のところ外していくというところですけど、今後、担い手さん、または新規就農者の方がおられて、この農地を借りるというふうになれば、またこの地域計画のエリアの中に入ってくるのかなというところはありますけど、今その予定がないということで外されてるということになります。

○議長 高本委員、よろしいですか。

○高本委員 はい。

○議長 そのほか、ございますか。

特にないようですね。

それでは、総合的判断として、適当か不適当か、お諮りいたします。

適当と判断される方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は適当と回答いたします。

続きまして、次の日程第6「議案第76号、朝来市農業委員会運営規則の一部改正について」から、日程第8「議案第78号、朝来市農業委員会事務局規定の一部改正について」までは関連がありますので、一括で上程、説明を行います。

事務局、朗読してください。

○事務局 〈議案朗読〉

○議長 議案第76号から議案第78号につきまして、提案理由の説明を事務局に求めます。

○事務局 失礼いたします。それでは、議案第76号から議案第78号までの3つの例規に関します議案につきまして説明をさせていただきます。

先月の総会の際にも若干説明させていただきましたけれども、農業委員会で設置・運営しております農政、農地、広報研修の3つの専門委員会につきましては、現状、その設置の根拠や運営に関する例規が整備されておられません。継続的な活動を行っている専門委員会につきましては、例規の裏づけが必要であろうということで、総務課の法制担当とも協

議する中で、今回、例規案としてまとめましたので、審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書の21ページをお開きいただきたいと思います。最初に、議案第76号の朝来市農業委員会運営規則の一部改正についてでございますけれども、当該規則は、朝来市農業委員会の組織及び運営に関しまして、必要な事項を定めているものでございますけれども、現行規則の第11条から第15条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げまして、それぞれ第12条から第16条としまして、第11条として新たに専門委員会を設置することができる旨を規定するもので、専門委員会の設置の根拠規定を整備するものでございます。

第11条の第1項につきましては、委員会は、法、この場合の法につきましては農業委員会等に関する法律でございますけれども、その第6条に規定をされております農業委員会の所掌事務について、必要な調査研究を行うため、専門委員会を設置することができる旨を規定しようとするものでございます。第2項は、専門委員会の組織及び運営につきましては、別に定めることを規定しようとするものでございます。

以上が農業委員会運営規則の一部を改正する規則についての御説明でございます。

次に、24ページをお開きいただきたいと思います。議案第77号、朝来市農業委員会専門委員会規程の制定についてですが、先ほどの運営規則の一部改正におきまして説明させていただきましたけれども、専門委員会の組織及び運営については別に定めるという規定に基づきまして、新たに専門委員会に関します規程を整備しようとするものでございます。

各条文を簡単に説明させていただきます。第1条は、この規程の趣旨を定めたもので、専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを規定しております。

第2条は、専門委員会の名称と所掌事務に関する規定でございます。第1号は農政委員会に関する規定で、所掌事務としましては、アとして、農地利用の最適化の推進に関すること、イとして、市長等に対する農業振興に係る政策提案に関すること、ウとしまして、その他会長が必要と認める事項を所掌事務として規定しようとするものでございます。

第2号は農地委員会に関する規定で、所掌事務としましては、アとして、農地利用状況調査に関すること、イとして、転用許可農地の履行確認に関すること、ウとして、違反転用に関すること、エとして、その他会長が必要と認める事項としております。

第3号は広報研修委員会に関する規定で、所掌事務としては、アとして、農業委員会だよりの発行に関すること、イとして、農業委員会の研修に関すること、ウとして、その他会長が必要と認める事項としてございます。

第3条は組織に関する規定で、各専門委員会は、農業委員及び最適化推進委員10人以内

で組織することを規定しております。

第4条は専門委員会委員の任期に関する規定で、任期は、農業委員及び推進委員さんの任期としております。

第5条は委員長及び副委員長に関する規定で、第1項は、各専門委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置くことを、第2項で、委員長及び副委員長は、委員の互選により定めること、第3項は、委員長は各専門委員会の会務を総理し、当該専門委員会を代表すること、第4項は、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理することを規定してございます。

第6条第1項は、専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長になることを、第2項は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないことを規定しております。

第7条は、当該規定に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定めることを規定しております。

以上が専門委員会規程制定に関する御説明です。

次に、27ページをお開きいただきたいと思います。議案第78号、朝来市農業委員会事務局規程の一部改正についてですが、議案第76号の運営規則の一部改正におきまして、専門委員会の根拠規定を新たに設けるために条を繰り下げましたけれども、その繰下げに伴いまして、事務局設置の根拠を規定します運営規則の第11条が第12条となりますことから、事務局規程の第1条中に事務局設置の規定根拠があるんですけれども、その条番号が第11条から第12条というふうになりますことから、改正をさせていただくものでございます。

以上、説明させていただきました3つの例規につきましては、本日の総会で御議決をいただきましたら、明日20日、告示を行いまして、同日付で施行させていただくこととしてございます。

以上が例規関係議案の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、まず、最初の議案第76号について、御意見なり御質問はございますか。こういう規定に書いてなかったということですから、入れるということですから、特に問題ないと思うんですけど、ございませんか。

ないようですので、議案第76号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、議案第77号について、御意見、御質問ございますか。

米田利秋委員。

○米田（利）委員 すみません、農政委員会のほうでちょっと質問させていただきたいと思います。イの「市長等に対する農業振興に係る政策提案に関すること」となっておりますけれども、頭の「市長等に対する」を取っていただいてはいかがですか。何か限られてその話だけするのかなということになりますので、別に取りいただいても、市長等につきましては、同じように政策提案はしていきますので、その辺でどうでしょうかね。

○議長 何かありますか。「市長」という文言を取れということやね。特に書かんでも一緒という、そういう何か。提案理由を取るの。けど、別に書いとっても問題ないと個人的には思うんですけどね。何かありますか。

○米田（利）委員 何でこんなこと言うかいいましたら、僕も以前から会長もさせていただいたりして、意見提言をしていきましたけれども、全く市長から回答をもらえないと、ただ出すだけということになっておりまして、これだったら別に、これ、今度は「市長」と書かれておりますので、書かれたらそれに対して少しは回答もいただけるのかなと、こういうことで含ませてもらってもいいですか。

○議長 米田委員、私はちょっと解釈違うんですけどね。今の市長に、去年かおとしかですか、出しましたけどね、出すまでに市長、結構勉強されてまして、そんな難しいことと言わんともっと簡単に私は市長に対して要請しよう思ったのに、結構細かく市長から出したものに対して線引っ張って答えられたので、今の市長は悪いんですけど、何か一生懸命、農業の施策に対してはやりますという、公約に上げとってですから、そういうことはないようにちょっと私思いますけどね。

○米田（利）委員 よろしいですか、会長、仮に出席されて回答を受けられたのであれば、それは農政委員会にも報告をしていただけたらと思っております。全く聞いてないです。

○議長 たしか総会で、ちょっとさらっとこういうふうに、ありましたということを報告しましたが、農政委員会に対しては報告はしてませんね。それは、これからはちゃんとそういうことは伝えるようにしたいと。

○米田（利）委員 何でかいいましたらね、委員の方にもそれなりに頭を絞っていただいて、宿題も出して、内容的にはあまり理解できないかもしれませんが、それでも

箇条書でできるだけ分かりやすくしていこうということで、若干変えたり、いろんな方向にさせていただいて作っていておりますので、担当者の方も大変やと思うんですよ。そういうことで、もう少しこの提案書が、この農業委員会にとって生きようをお願いしたいなと思っております。それでしたら別によろしいけど。

○議長 今後はそういう形で、提案に対してどういう答えがあったということは、やっぱり皆さんに報告なり、そういうことは必要だと思いますので、それはさせていただきたいと思います。

それから、そういうようないいものをひとつ、いいもの言ったらおかしいですけども、うまいことをひとつ農政委員会のほうではまとめていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

そのほかございますか。

特にないようですので、77号につきまして採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後に、議案第78号について、御意見、御質問ございませんか。特にないですか。

そしたら、78号につきまして採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成により、本件は承認されました。

これで、本日の議案審議は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理に御挨拶いただきます。

○西職務代理者 〈閉会挨拶〉

(午後2時24分終了)